2025.6 月版

# 指定相談支援事業所　なごみ

## 指定特定相談支援･指定障害児相談支援　重要事項説明書

この重要事項説明書は、本事業所と利用契約を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第5条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第5条に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1.　事業者の概要

| | |
|---|---|
| 法 人 名 称 | 社会福祉法人　緑和会 |
| 法人所在地 | 沖縄県うるま市字栄野比939番地 |
| 法人連絡先 | 電話:098－972―4345　FAX:098-972-2173 |
| Ｅ － ｍａｉｌ | ryoku517@bb.cosmos.ne.jp |
| 代表者氏名 | 理事長　上村　哲 |
| 法人設立年月日 | 昭和63年3月22日 |
| 事業者が行う他の指定障がい福祉サービス等 | ・ 指定障害者支援施設　栄野比の里 （平成 23 年 10 月 1 日指定）<br>（施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援）<br>・ ステップホーム（共同生活援助）　（平成 18 年 10 月 1 日指定）<br>ピアライフ（共同生活援助）<br>・ 居宅介護支援事業所えのびの和　（令和３年２月１日指定）<br>・ 地域密着型通所介護　（令和４年７月１日指定）<br><br>・ 指定障害者支援施設　緑の里（平成 23 年 10 月 1 日指定）<br>（施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援）<br>・ 指定児童デイサービスセンターみどり （平成 25 年４月１日指定）<br>（放課後等デイサービス）<br>・ 指定居宅介護ヘルパーステーションえのび<br>居宅介護、重度訪問介護、行動援護　（平成18年10月1日指定）<br>同行援護　（平成23年12月1日指定） |

事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | 指定相談支援事業所なごみ |
| 事業所の種類 | 指定特定相談支援　4731300119 号(平成 24 年 4 月 1 日指定)<br>指定障害児相談支援　4771300029 号(平成 24 年 4 月 1 日指定) |
| 開設年月日 | 平成18年10月1日 |
| 事業所所在地 | うるま市字栄野比 939 番地 |
| 連絡先 | 電話:098－972―6029 (FAX 兼) |
| E－mail | centernagomi@yahoo.co.jp |
| 通常の事業の実施地域 | うるま市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、読谷村、恩納村、金武町、宜野座村の全域 |
| 事業の目的運営方針 | 1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。<br>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。<br>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。<br>4. 関係法令等を遵守します。 |

## 2. サービスの主たる対象者

・身体障害者(肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害)
・知的障害者
・精神障害者
・障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童)

## 3. 事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 |
|---|---|
| 1．管理者 | 1 名 |
| 2．相談支援専門員 | 2 名以上 |
| 3．事務員 | 1 名以上 |

※ 職員の配置は、指定基準を遵守しています。

## 4. 職員の職務内容

| 職種 | 職務内容 |
|---|---|
| 管　理　者 | 従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| 相談支援専門員 | 【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。<br><br>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。<br><br>【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。 |
| 事　務　員 | 相談支援専門員の業務をサポートします。<br>行政、医療、福祉サービス事業者との情報共有支援等を行います。 |

## 5. 事業所の営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 営　業　日 | 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。 |
| 営 業 時 間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |

## 6. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1)サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

↓

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

↓

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

↓

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

（2）サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

| | |
|---|---|
| 計画の実施状況の把握及び計画の変更等 | 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。 |
| 入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供 | 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。 |

## 7. 利用料金

| | |
|---|---|
| 相談支援利用料 | 厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。 |
| 交通費 | 利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。<br><br>●公共交通機関を利用した場合・・公共交通機関の定める運賃<br>●事業者の自動車を使用した場合・・移動距離(㎞)×20円<br>※沖縄振興特別法第3条第3号及び同法施行令第1条で規定される、沖縄にある島のうち、沖縄島(沖縄本島)以外の離島に居住している利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、利用者の支給決定市町村より加算された相談支援利用料の支給がなされるため、交通費はいただきません。 |
| その他 | 給付費以外のコピー(1枚10円) |

## 8. 利用料金の支払方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。

## 9. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

| | |
|---|---|
| 医療機関名 | |
| 所　在　地 | |
| 電話番号 | |
| 主治医氏名 | |

【緊急連絡先】

| | |
|---|---|
| 氏　　名 | |
| 住　　所 | |
| 電話番号 | |
| 続　　柄 | |

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

| | |
|---|---|
| 保険会社名 | あいおい損保保険株式会社 |
| 保　険　名 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 |
| 補償の概要 | 死亡・後遺障害<br>①対人賠償保険金　1名あたり（300,000,000 円）<br>②保険期間中最大　　（2,000,000,000 円） |

10. ハラスメント等

（1）事業者は、緑和会カスタマーハラスメント指針に基づき、利用者に対してサービスの提供をいたします。

（2）利用者・家族等による職員または法人に対する以下のような ハラスメント行為は禁止します。また，ハラスメント行為が確認された 場合は，サービスを直ちに中止することができます。

① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、 塩をつかんで投げつける等。

接触がなくても殴りかかろうと すること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

② 精神的暴力

ア. 暴言型

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見 の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、 気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文 句を言い続ける等。

イ. 威嚇・脅迫型

職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例：「殺すぞ」、「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」、「俺のバックには○○（反社会的勢力と思しき名称の組織等）がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。

③ セクシュアルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる、好意的態度を要

求する等。

④ 法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為

例：SNS 等の手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

## 11. 利用者からの中途解約

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができるものとします。この場合は、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知してください。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができるものとします。

## 12. 利用者からの契約解除

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができるものとします。

（1）事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

（2）事業者もしくは相談支援専門員が契約書第 9 条から第 12 条に定める義務に違反した場合

（3）事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## 13. 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができるものとします。

（1） 利用者がまたは身元引受人及びご家族、その他の関係者が、事業所職員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合は、文書で対象者に通知することによりこのサービスを終了します。

（2） 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

（3） 緑和会カスタマーハラスメントに対する基本方針及び本規定第 10 項に該当し、法人から注意を行い、改善を促したにも関わらず従わない場合

## 14.契約の終了事由

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

（1）利用者が死亡した場合

（2）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（3）事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（4）重要事項説明書第 12 項から第 14 項に基づき本契約が解約又は解除された場合

（5）契約書第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

## 15.苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】 ※苦情受付ボックスを事業所の玄関に設置しています。

| | |
|---|---|
| 窓口担当者 | 課　　長　伊藝桐子 |
| 苦情解決責任者 | 地域部長　仲宗根忍 |
| 受　付　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで。 |
| 受付時間 | 午前8時30分から午後5時15分 |
| 連　絡　先 | 電話：098－972―6029（FAX 兼） |
| E－mail | centernagomi@yahoo.co.jp |

【第三者委員】

| | |
|---|---|
| 氏　名 | 眞壁　弘（介護福祉士　） |
| 氏　名 | 比嘉　智子（社会福祉士　精神保健福祉士） |

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【うるま市障がい福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　在　地 | 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 |
| 受　付　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受付時間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |
| 連　絡　先 | 電話：098－973－5452　　FAX：098－973－5103 |
| E－mail | syougai-ka@city.uruma.lg.jp |

【沖縄市障がい福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分まで。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－939－1212（代表）　　FAX：098－939－7739 |

【北谷町福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県北谷町字桑江 1 丁目 1 番 1 号 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－936－1234 |

【嘉手納町福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－956－1111 |
| Ｅ　－　ｍ　ａ　ｉ　ｌ | fukushi@town.kadena.okinawa.jp |

【読谷村健康福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－982－9200　　FAX：098－982－9202 |

【恩納村福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分まで。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－966－1207　　FAX：098－966－1266 |

【金武町保健福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県国頭郡金武町字金武１番地 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－968－2111　　FAX：098－968－6275 |

【宜野座村健康福祉課】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県宜野座村字宜野座296番地 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前8時30分から午後5時15分までとなります。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－968－3253　　FAX：098－968－5037 |
| Ｅ　－　ｍ　ａ　ｉ　ｌ | kenkoufukushi@vill.ginoza.okinawa.jp |

【沖縄県福祉サービス運営適正化委員会】

| | |
|---|---|
| 所　　在　　地 | 沖縄県那覇市首里石嶺町４－373－１<br>沖縄県総合福祉センター西棟4階 |
| 受　　付　　日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除く。 |
| 受　付　時　間 | 午前9時から午後5時までとなります。 |
| 連　　絡　　先 | 電話：098－882―5704　　FAX：098－882―5714 |

## 16.虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じます。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

| | |
|---|---|
| 虐待の防止に関する窓口 | 窓口担当者　　伊 藝　桐 子<br>解決責任者　　仲 宗 根　忍 |

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（5）虐待防止員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。また委員会での検討結果について従業者へ周知徹底します。

## 17.サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

**【本事業所にて保存している記録】**

（1）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

（2）個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳

・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

・障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

・アセスメントの記録

・サービス担当者会議等の記録

・モニタリングの結果の記録

（3）利用者に関する市町村への通知に係る記録

（4）利用者からの苦情の内容等の記録

（5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 18.業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19.感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。

（1）事業所における感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（2）事業所における感染症及びまん延の防止のための指針の整備

（3）事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

令和　　年　　月　　日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者
所在地　沖縄県うるま市字栄野比939番地
名　称　社会福祉法人　緑和会
代表者　理事長　　上 村　哲
説明者
事業所　指定相談支援事業所なごみ
説明者　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者
住　所
氏　名　　印

保護者等
住　所
氏　名　　印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人・代筆者
住　所
氏　名　　印
続　柄